

令和5年度第11回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和5年度第11回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■番■委員、■番■委員にお願いします。
議案第1号	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-23の案件につきまして、■番推進委員をお願いします。
	■番	■番地区担当の■番です。3-23について報告します。場所は■番から■ハ■kmほど入った場所にあります。2月20日に農業委員の■番さんと申請人の■番さん同行のもと現地調査しました。申請者である譲受人は以前より今回の申請地を耕作されていましたが、譲り渡し人との合意により今回所有権移転の申請をされました。申請人につきましては現在意欲的に営農に取り組まれており今後申請地の耕作を続けたいとのこととです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。3-24、25の案件につきまして、■番推進委員をお願いします。
	■番	■番地区担当の■番です。3-24ですが、■番農業委員さんと私で3月24日に現地調査に入りました。場所は■番の■番さんの信号から■ハ■m位入ったところにあります。譲渡人は高齢のため耕作するのが困難となり譲り渡したいということとです。譲受人は家庭菜園や花を栽培したく近所であることから譲り受けるとのことと、何ら問題ないものと思われまます。 続けて、3-25について報告します。場所は■番から■ハ■程度のところにある田んぼです。2月21日に■番農業委員さんと所有者の■番さん同行のもと現地調査しました。申請の土地は中間管理機構に入られて■番が耕作をしているんですが、今回もこのまま■番が耕作をするということになると思ひまます。■番さん自体は現在■番の構成員であり、規模拡大をはかるため何ら問題

		ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	3-24の案件について165㎡と小さい農地で、写真を見ると遊休農地のように思われます。家庭菜園及び花を栽培したいということですが、また遊休農地になりそうな気がするんですけども、これは他にも理由があったのではないのでしょうか。
	■番	立会いに入った時の■さんのお話では、あの土地から上を■さんが買われて所有されているそうです。今回の土地が畑として残っており、そこを一緒に買おうという話しをされておりました。畑にして何か植えるということです。
	事務局長	補足ですが、その■ですが登記簿のほうでは換地処分されている土地であります。
	■番	3-25の件で現況写真の■の写真が違うような気がするんですが。
	事務局長	写真は■のほうから写しております、撮る位置が狭い側から撮っております。
	■番	右上の角が進入口でその右側の川の向こうが■さんが作っておられる田んぼです。川が写っていないので分かりづらいですが。
	■番	先ほどの3-24の案件ですが、結局あれは■さんの農地を買って経済的な援助をしようという思いがあるように伺えますが、そういうふうにしてもいいんでしょうね。農地をまた耕すようには思えませんよね。
	■番	この農地についてなんですが、5年位前にここから上の7反位を農地パトロールの時に非農地判定しています。その時に僕が見落としていたところなんですが、その中で譲受人の■さんのほうがこの上を造成しなおして、国道から見えるところで森が鬱蒼とするのもいけないので花を植えてみたいという思いがあるようです。
	議 長	期待をして待っていきましょう。
	■番	3-25についてですが、これは■で耕作されているということですが、こういう場合は中間管理機構との貸借をやり直すということですか。
	事務局長	はい。いったん解約をされて今回3条申請をされて所有権が移った段階で、■の構成員である■さんなので、作業受託を■に出されても問題はないかと思えます。
	■番	ややこしくないほうがいいわけですが、また中間管理機構が借りられますよとか、それを■に貸し付けますよといった手続きは必要ないということですか？
	事務局長	■が作られるとなると貸し借り契約が必要になると思いますので、それは中間管理機構を通じてされるのかどうかというのは、まだ聞いておりません。
	議 長	現状では解約されているんですね。

	事務局長	はい。
	議長	中間管理機構との契約を解除して売買が成立したのちには今後どうなるかということで、基本的には購入された人が農業をすることが前提条件ですが、法人の構成員になっている場合はその法人が耕作しても何ら問題ないという解釈になっています。前原さんは構成員ですので仮に黄金の里に貸し出しをされても何ら問題ないとは思いますが。
	■番	その時にはもう一度出てくるということですね。
	事務局長	はい。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-4の案件につきまして、■推進委員をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号5-4について報告します。場所は、■から■ハ■mのところにあります。2月24日に■委員さんと■さん同行のもと現地調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。譲受人は現在■のアパートで暮らしておりますが4月に子どもが誕生する予定で、実家の近くにマイホームを持つのが夢であり祖父から申請地を譲り受け住宅を建築するとのことでした。また申請地には約80㎡の農業用倉庫兼物置が建っており今回取り壊しを行うとのことでした。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	現在の建物は壊すんでしょう？今日見て来ましたが、住むとは考えられなかったのです。
	■番	補足説明的な感じでよろしいでしょうか。今言われたように畑に農業用倉庫が建っていてまだいい倉庫なんです。もったいないということでお伺いしたら、隣に■さんという家があってその前に■があるんですが、もともとその辺に建てたいという思いで色々声をかけられたそうなんですが、すでに他のところに出られていて、何回も話したんだけどいい話しにならなかったと残念がられていました。そういうことで、もともとある倉庫を取り壊して建てないと、建てるところがないんですという話しはしました。今■くんが説明してくれた中で■さんが案内してくださったと説明しましたが、■さんのお父さんの■さんが案内してくれて、土地はおじいさんの持ち物ということでした。

	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	■の■の土地で斡旋希望なしと書いてありますが、多くは■さんが作られている農地で、たぶん畑ぐらいは本人さんが作られていたかなと思うんですが、斡旋希望なしと書いてありながらすでに作られている農地であるということを皆さん知っておいてください。
	議 長	■の■さんと■さんも斡旋希望が出ていますので地域でご希望の方がおられましたら、お世話をしていただければと思います。
	■番	■に関してはすでに作られていると思います。その他については把握しておりません。
	議 長	全体的に相続をされて斡旋希望がないというものが多いわけで、そういったものがいずれかは荒廃地になっていくということになるかと思いますが、ご覧のように町外の方が相続をされている件が大変多いんじゃないかと懸念しております。致し方ないことですが、これからも見守っていただければと思います。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時12分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和6年3月25日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>